

令和7年4月1日

ハイリスク分娩共同管理（I）について

「周産期医療対策事業等の実施について」（平成21年3月30日付け医政発第0330011号）の周産期医療対策事業等実施要綱第1の4の規定による周産期医療体制整備指針に基づく埼玉県周産期医療体制整備計画（平成23年3月23日付け医第1662号）に基づき運用しています。

独立行政法人国立病院機構
西埼玉中央病院